

件名	猫の糞尿被害に関する相談について
受付日	令和元年11月1日
ご意見・ご提案の概要	保健所に猫の糞尿被害に関する相談があった場合、保健所は、飼い猫ではないか確認し指導を行うなど、被害の軽減に努めてほしい。
県の考え方	保健所は、猫の糞尿被害の相談があった際、相談者から飼い主等の有無や被害状況を詳しく確認しています。そのうえで、周囲の状況を確認し、必要に応じて指導等の対応を行っています。
担当課	健康福祉部 生活衛生課